

京都市保健所組織改正について

平成27年4月1日付けで、京都市保健所について、次の組織改正を行いました。

1 医務審査課の廃止及び生活衛生課の名称変更

医務審査課所管の生活保護等による診療報酬の審査業務を監査適正給付推進課に移管することに伴い、医務審査課を廃止する。

また、医務審査課所管の病院等の許認可業務等及び京都市立病院機構との連絡調整に関する業務を生活衛生課に移管することに伴い、生活衛生課の名称を医務衛生課に改称する。

2 動物愛護等関連業務の移管

「生活衛生」と「動物愛護」の2つの観点から取組が求められる「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」等の運用を通じて、人と動物とが共生する社会の実現に向けた取組を効果的に推進するため、保健医療課の動物愛護係長及び事業推進係長を医務衛生課に移管する。

3 府市共同による「京都動物愛護センター」の設置

動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深める取組の拠点施設として、「京都動物愛護センター」を府市共同で設置する。また、これに伴い、「家庭動物相談所」を廃止する。

京都市保健所機構図（平成27年度）

